

発議案第7号

児童手当の所得制限撤廃と対象児童の年齢の18歳への引上げを求める
意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

令和5年3月9日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、児童手当の所得制限撤廃と対象児童の年齢の18歳への引上げを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

児童手当の所得制限撤廃と対象児童の年齢の18歳への引上げを
求める意見書

現在、我が国においては、急速に少子化が進行し、昨年の出生数は80万人を割り込むこととなった。社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれており、少子化対策は待ったなしの課題となっている。

少子化対策としては、未来を担う子供を安心して産み育てられる環境の整備が極めて重要である。特に子育てに伴う経済的負担の増大が少子化の要因となっており、国による経済的支援の拡充が切望されている。

我が国の児童手当制度は、欧州の先進国と比較して支給額が低額であり、対象児童の範囲も中学生までと狭いが、特に問題なのは所得制限である。児童を養育している者の所得が一定の額を超える場合は月額一律5,000円の特例給付が支給されるものの、更に所得が高い場合は支給されないこととなる。我が国の未来を担う子供を社会全体で育てるという観点からは、十分とは言えない制度となっているのである。

よって、本市議会は国に対し、児童手当の所得制限撤廃と対象児童の年齢の18歳への引上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様